

総務・人事部の皆様 必見!!

「職場意識改善」助成金制度で

最大



100万円の助成金が利用できます!!

勤怠管理システム「Touch On Time」も対象サービスです

職場意識改善助成金（職場環境改善コース）

職場意識改善助成金は、厚生労働省が提唱する『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）』推進の一環として設立されました。本施策は労働者の生活と健康に配慮し、多様な働き方に対応できる、より良い職場環境を作り上げることを目的としています。

そのため、職場意識の向上を図る中小企業に対して、その実施に要した費用の一部を助成する制度で、所定外労働時間の削減や有給の取得率向上を目標とした取り組みを行った場合に支給される助成金です。（対象企業・支給額には一定の条件があります。）

対象事業者

- 1) 労働者災害補償保険の適用事業主
- 2) 右表のA、Bいずれかに該当する事業主
- 3) 事業開始時の労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上である事業主
- 4) 所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進など労働時間等の設定の改善を目的とした職場における意識の改善、または労働時間管理の適正化に積極的に取り組む意欲があり、かつ成果が期待できる事業主

業種	A.資本または出資額	B.常時雇用する労働者
小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

支給対象となる取り組み（いずれか1つ以上実施）

労務管理担当者に対する研修／労働者に対する研修、周知・啓発／外部専門家によるコンサルティング（社会保険労務士、中小企業診断士など）／就業規則・労使協定等の作成・変更（計画的付与制度の導入など）／労務管理用ソフトウェアの導入・更新／労務管理用機器の導入・更新／デジタル式運行記録計（デジタコ）の導入・更新／テレワーク用通信機器の導入・更新／労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフトなど）※2

※1 原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。※2 「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新」については、成果目標をいずれも達成した場合のみ、支給対象となります。

成果目標



タッチオンタイム導入でこの助成金を利用すると…

例えば、従業員数200名で拠点が15箇所にある場合

タイムレコーダー購入費	89,800円	×	15拠点	=	1,197,000円
勤怠システム利用費	300円	×	200人	×	3ヶ月 = 180,000円

助成金 100万円 が適用されると…

自社負担額は

計 1,377,000円 → 377,000円に

⚠ 助成金の承認締切は2017年10月16日迄

「職場意識改善助成金」制度は、2017年10月16日（月）までに、「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、都道府県労働局労働基準部監督課（東京局、愛知局、大阪局は労働時間課）に提出し、事業実施の承認を受ける必要があります。申請の締切ではなく、承認の締切ですので、ご注意ください。また、支給対象企業数は予め国の予算額が決まっているため、2017年10月16日以前に受付を締め切る場合もあります。そのため余裕をもち1ヶ月前頃に必要書類を提出するようにお勧めしています。そのことを踏まえると、この助成金を利用するには、8月～9月が最後のチャンスです。

※「職場意識改善助成金」は厚生労働省が中小企業向けに行っている助成金施策です。弊社デジジャパンは本施策内容や審査には一切関係ございません。※助成金を受けるには一定の条件があります。また、助成額は目標の達成度により支給額に変動がございます。詳しくはお問い合わせください。※本カタログに掲載している内容、仕様などは予告なしに変更する場合があります。※記載されている商品・サービス名は、各社の商標または登録商品です。※本カタログに掲載されている価格は全て税抜き価格で記載しています。※本助成金利用時の申請代行は行っておりませんので予めご了承ください。※本カタログの有効期限は2017年10月末日迄です。